



## ご挨拶

毎年8月の中旬に人間ドックにいらしています。仕事中心の生活の中で、健康管理も実力のうちということで、数年前から受診しています。その最終結果が先般届きました。一番劣っていたのは、視力です。昨年右目1.5、左目0.7だったのが、今年は両眼とも0.4でした。加齢によるものなのか、不規則な生活によるものなのかは定かではありませんが（たぶん、両方の事象が要因だと思います。）、視力の良さだけは自信があっただけに残念でした。そして、「異常を認めます」の項目も増え、今年は、かかりつけのお医者さんで受診するようにと紹介状をもらいました。そして、更にショックだったのは、検査後の疲労感がなかなか取れなかったということです。毎年行っている同じような検査ですが、やはり年齢とともに身体が受けるダメージからの回復には時間がかかるようです。来年も受診予定ですが、現状を受容しながら、前向きに継続していきたいと思えます。皆様も、健康にはお気を付けください。

それでは、今月の法エールもよろしくお願ひします。

（代表社員 大島 隆広）



## 成年後見制度の現状～平成26年の概況より～



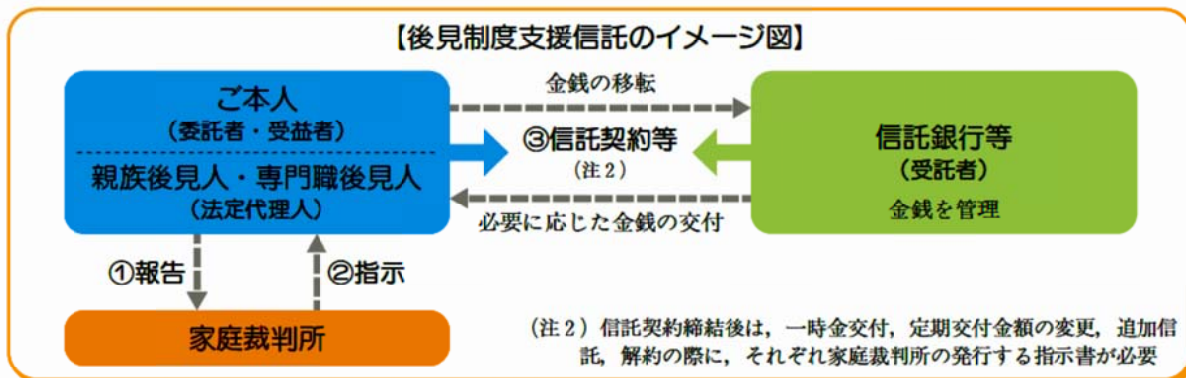
これまで、成年後見制度の現状において説明いたしました。前々回は①成年後見制度の利用者数、前回は②申立ての動機、③成年後見人等の本人の関係でした。今回は、④後見制度支援信託について、及び⑤任意後見契約の利用について説明いたします。

### ④後見制度支援信託について

後見制度支援信託とは、成年被後見人（後見制度により支援を受ける本人）の財産のうち、日常的な支払いをするのに十分な金額（200万円程度）を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する（預ける）仕組みのことを言います。支援を必要とする成年後見には利用されますが、支援の程度がそれほど大きくない保佐や補助、また任意後見では今のところ利用できません。

この後見制度支援信託を利用すると、信託銀行からお金を払戻したり、信託契約を解除するためには、家庭裁判所の指示書が必要になります。つまり、家庭裁判所を通してでないと預けた金銭を動かすことはできません。裁判所は、この後見制度支援信託は本人の財産の適切な管理、利用のための方法の一つと位置づけています。

(注1) 保佐、補助及び任意後見では利用できません。



(家庭裁判所『後見制度において利用する信託の概要』より)

ただし、本人が遺言書を作成していたり、収益不動産を多く所有していたり、という場合は、この制度はなじみませんので、利用できません。

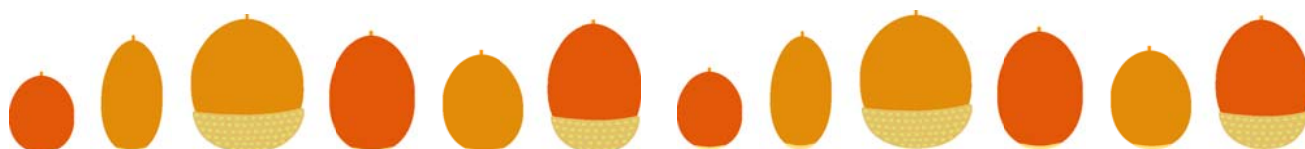
この制度は、確かに本人の財産を守るという意味では有用かもしれませんが、これまで本人の財産を適切に管理してきた親族からは、なぜわざわざ預金を信託銀行に預けないといけないのか、という声も上がっています。この後見制度支援信託は、平成24年2月1日から導入された新しい制度ですので、これからの利用状況がどうなっていくのか注目されるところです。

## ⑤任意後見契約の利用について

前々回も少し説明しましたが、任意後見制度とは、将来、自分が認知症など判断能力が低下したときに備えて、「誰に」「どのようなことを代わりにしてもらうのか」をあらかじめ契約（任意後見契約）によって決めておく制度のことをいいます。

平成26年には、この任意後見契約を新たに締結した数は9791件となっており、平成25年と比べると、約500件ほど増えています（総務省 政府統計の総合窓口ホームページより）。年によって増加率はばらつきがありますが、毎年増加傾向にあり、自分の将来は自分で決めておく、という「終活」の取り組みが広がってきていると言えるでしょう。

これまで3回にわたり、成年後見制度について、統計等をみながら説明いたしました。成年後見をめぐる環境や問題は社会情勢に伴って変化していきます。逆に言えば、裁判所や法務省などから公表される統計や概況をみると、現在の社会の問題が見えてくるかもしれません。成年後見の現状を確認するためにも、このような客観的なデータを眺めてみるのも良い機会になればと思います。



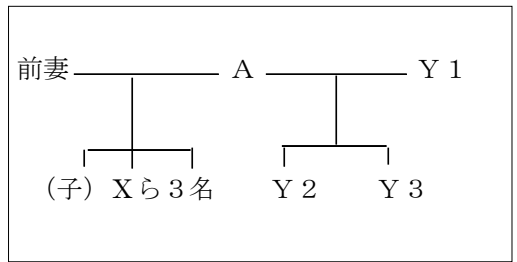
# 判例紹介

## ～遺留分減殺請求権の効果～

(最高裁判所決定平成24年1月26日)

### (事件の概要)

被相続人Aが死亡したところ、Aには相続人として、前妻との子であるXら3名と、後妻であるY1、Y1との子であるY2とY3の計6名がいました。Aは生前、Y2に対して多額の贈与を行うとともに、



当該贈与について、相続財産として算入することを要しない旨の意思表示をし、遺言により、Y1の相続分を1/2、Y2・Y3の相続分をそれぞれ1/4、Xらの相続分をゼロとする相続分の指定を行いました。

Xらは、Aの死後、Yらに対して、遺留分減殺請求を行いました。

### (裁判所の判断)

1 遺留分減殺請求により指定された相続分が減殺された場合には、遺留分割合を超える相続分を指定された相続人の指定相続分が、その遺留分割合を超える部分の割合に応じて修正される。

2 特別受益に当たる贈与についてされた当該贈与に係る財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の被相続人の意思表示が遺留分減殺請求により減殺された場合、当該贈与に係る財産の価額は、上記意思表示が遺留分を侵害する限度で、遺留分権利者である相続人の相続分に加算され、当該贈与を受けた相続人の相続分から控除される。

### (コメント)

最近、相続に関するご相談が増えている中、遺留分に関して誤った知識をもっていらっしゃる方によくお会いします。生前に推定相続人に贈与しているから遺留分を免れる、信託を使えば遺留分は問題ない、特別受益の持ち戻し免除をすれば等々……。実際、生前に推定相続人に贈与、信託、持ち戻し免除をしても遺留分減殺請求権は行使されます。遺言書作成や信託をする場合には、遺留分にも十分気を配って作成していただかないと、あとでいらぬ紛争が発生する可能性があります。ご注意ください。

## コラム

### ～秋の空～



9月に入り、朝夕はかなり過ごしやすくなってきました。

また、空気が澄んでいるのか、最近は空や雲がとてもキレイです。先日は市内でも日暈(ひがさ・太陽の周りに丸く虹がかかっているように見える現象)が見られましたし、時には彩雲(さいうん・雲の一部が虹色に見える現象)や、逆さ虹が見えることもあります。

日常の忙しさに追われ、なかなか余裕が無いことも多いですが、たまに空を見上げてみられてはいかがでしょうか。思いがけない発見があり、面白いですよ。

薄場事務所 永井 友美子

## 司法書士日記

最近、付箋（ふせん）に少々ハマっています。雑貨屋さんだったり、文房具屋さんに行くと、付箋紙を探してしまいます。ちょっとしたお礼やメッセージを、かわいい付箋紙に書くと、相手の方が喜んでくれるかな～と想像したりして…。まっ、自己満足ですね（笑）。

ただ、先日、ヤギが手紙をくわえているイラストの付箋紙を渡したら、「ウシですか～？」と言われてしまい、ちょっとショック…。でもでも、ちょっとした気持ちが伝わればいいか！と思い、ニヤニヤしながら今日もメッセージを書くのでした～。

健軍事務所 司法書士 山崎順子

## お知らせ

### ～寄り添う支援で笑顔ふたたび～

当法人は、「NPO法人身近な犯罪被害者を支援する会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-341-8222

FAX 096-341-8333

### 命の絆・大切に、輝く命・永遠に

当法人は、「一般社団法人命の尊厳を考える会」との連携を図っています。

ご質問、ご相談等ございましたら、当法人もしくは下記までご連絡ください。

TEL 096-337-1251

FAX 096-337-3355

当法人では、継続的な相談にも対応できるよう、**顧問契約**の締結を行っています。会社・個人問いません。詳しくはお近くの事務所までお気軽にお問い合わせください。



## 司法書士法人ヒューマン・サポート法律支援センター

- 龍田事務所** 〒861-8006  
熊本市北区龍田3丁目32番18号  
TEL: 096-327-9989 FAX: 096-327-9799
- 清水事務所** 〒861-8066  
熊本市北区清水亀井町16番11号  
TEL: 096-346-3927 FAX: 096-346-4044
- 薄場事務所** 〒861-4131  
熊本市南区薄場町46番地 薄場合同ビル内  
TEL: 096-320-5132 FAX: 096-357-5710
- 健軍事務所** 〒861-2106  
熊本市東区東野1丁目1番12号  
TEL: 096-360-3366 FAX: 096-360-3355
- ホームページアドレス <http://www.hshsc2003.jp/>